

令和3年第9回農業委員会総会

- 1 日 時 令和3年9月28日(火)
午前10時00分～午前10時35分
- 2 場 所 大竹市役所 4階 第2会議室

3 出席委員 (農業委員)

議席番	氏名	議席番	氏名
1	正木 静夫	6	古木 麻知子
2	石井 昌嗣	7	島原 順二
3	東田 保夫	8	田中 博幸
4	丸小 操	9	橋村 實男
5	小川 裕希恵		

(最適化推進員)

議席番	氏名	議席番	氏名
	大江 達也		田中 弘明

4 (欠席委員)

議席番	氏名	議席番	氏名

5 出席職員

職名	氏名	職名	氏名
事務局長	前田 新吾	事務局長補佐	野島 史雄
事務局主幹兼農地係長	川本 義典	事務局書記	藤井 秀明

令和3年第9回農業委員会総会日程

1 日時 令和3年9月28日(火) 午前10時00分

2 場所 大竹市役所 4階第2会議室

3 議事日程

上程順序	議事番号	内 容
日程第1	議案第12号	農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に係る意見聴取について
日程第2	議案第13号	農地法第3条の規定による許可申請について
日程第3	議案第14号	非農地証明の申請について
日程第4	報告第6号	農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処理について

4 会議の公開

総会は、「農業委員会等に関する法律」(昭和26年法律第88号)第32条の規定により、公開で行います。

事務局長

ご起立ください。ただ今から、令和3年第9回大竹市農業委員会総会を開催いたします。一同ご礼ご着席下さい。

会 長

本日はご多用の中、総会に出席していただきありがとうございます。出席委員11名中11名で定足数に達しておりますので、これより令和3年第9回大竹市農業委員会総会を開会いたします。この際本日の議事録署名委員は、大竹市農業委員会会議規則第17条第2項の規定により会長において4番丸小操委員、5番小川裕希恵委員を指名いたします。よろしくお願いたします。これより、日程第1議案第12号農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に係る意見聴取についてを議題といたします。本件について、事務局の説明を求めます。

事務局（川本）

議案第12号につきましては、9月10日付けで大竹市長から審議の依頼がありました。議案書の2ページ及び別紙になります。市が定めます基本構想を変更する場合には、農業経営基盤強化促進法施行規則の規定により、農業委員会の意見を聴くことになっております。内容につきましては、産業振興課の藤井主査に説明していただきます。よろしくお願いたします。

産業振興課（藤井）

おはようございます。農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に係る意見聴取の議案につきまして、その内容を説明させていただきます。資料といたしましては、お手持ちの議案書では2ページの議案第12号別紙の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（案）」になります。それでは、説明に移らせていただきます。まず、この基本構想の変更理由ですけれども、令和2年4月に農地中間管理事業の推進に関する法律が改正されたことにより、今年の3月に広島県が定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」が変更されたことによります。農業経営基盤強化促進法において、広島県が定める基本方針が概ね5年ごとに見直しすることが規定され、市町においては基本構想を広島県の基本方針の変更内容に即した形で見直すこととなっています。議案書別紙をご覧ください。赤字棒線から赤字に変更しています。まず1点目が、農地中間管理事業法の改正により、農地利用集積化事業が廃止となったことから、広島県の基本方針の農地利用集積円滑化事業に関する事項が削除されたことにより、基本構想（案）もその事業の関することを削除しています。2点目は、2ページ上段の部分の人・農地問題解決加速化支援事業の廃止に伴い、実施要綱部分を削除して、人・農地プランの根拠法を追加しています。3点目は、根拠法や削除に伴う数字等の字句を整理しました。今後の流れですが、農業委員会のほかに、JA佐伯中央農業協同組合にも意見聴取をしています。意見があれば、基本構想案を修正して広島県知事に12月ころまでに協議・同意を求め、最後3月までに告示という流れになります。以上、簡単ではありますが、説明を終わらせていただきます。

産業振興課（野島係長）

補足として、基本的には、法律の改正に伴う見直しです。1点2ページ下に新規就

農制度がうまくいっていないので修正しています。

会 長

本件につきまして、質疑及び意見はございませんか。

東田委員

法改正に伴い広島県の見直しに伴い大竹市も見直しだと思うが、感想だが長文で理解できない。誰のための構想なのか、総括、反省するシステムがあるのか。大規模化、集積化は現実味がない。地域コミュニティの維持をするこのほうが現実的であると思う。

産業振興課（野島係長）

国の施策で農地利用集積円滑化事業があったが、中間管理機構の集積事業に統一したため、農地利用集積円滑化事業の部分を削除しています。たしかに長文で分かりづらいですが、これが市の指針になります。利用権の設定や大栗林、小栗林で行っている座談会が人・農地プランにあたります。

田中推進委員

9ページの永小作権の内容を教えてください。

事務局（川本）

永小作権は旧民法上認められている地上権の一つである。小作権は小作料を払って農業をすることだが、その土地の使用と収益と処分の権利を登記することにより第三者に対抗でき、譲渡や転貸しも可能になります。

会 長

他に質疑、意見はありますか。

（質疑及び意見なしの声）

質疑及び意見はなしと認めます。お諮りいたします。本件について変更案に異議なしと回答することに決してご異議ございませんか。

（異議なしの声）

会 長

ご異議ないようですので、本件については変更案に異議なしと回答することに決定されました。続きまして、日程第2議案第13号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。本件について事務局から説明を求めます。

事務局（川本）

それでは、議案第13号農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。議案書は3ページ、地図は5ページをご覧ください。譲受人は大竹市栗谷町小栗林の〇〇〇〇さん、譲渡人は川崎市多摩区中野島六丁目の〇〇〇〇さんです。申請地は、栗谷町小栗林字中央田〇〇番〇〇、地目は田、面積は187㎡です。譲渡人は遠隔地に居住し耕作困難であるところ譲受人は、隣地を耕作しており規模拡大の目的で購入することとなり、このたび申請が提出されました。なお、4ページの農地法第3条調査書にありますように、農地法第3条第2項各号に規定されております許可できない項目については、すべて該当しないため事務局としては許可相当と考えております。以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

会 長

続きまして、本件について地区担当委員の説明を求めます。2番石井委員お願いします。

石井委員

現状隣の田んぼを耕作しているので、まったく問題ありません。

会 長

本件につきまして、質疑及び意見はございませんか。
(質疑及び意見なしの声)

会 長

質疑及び意見はなしと認めます。お諮りいたします。本件につきまして、申請のとおり許可することに決して、ご異議ございませんか。
(異議なしの声)

会 長

ご異議ございませんので、本件については申請のとおり許可することに決定されました。続きまして、日程第3議案第14号非農地証明の申請についてを議題といたします。本件について、事務局より説明を求めます。

事務局（川本）

それでは議案第14号非農地証明の申請についてをご説明いたします。議案書は6ページ、地図は7ページをご覧ください。所在は、栗谷町小栗林字川迫〇〇番登記地目は畑、同じく〇〇番登記地目は田、現況はいずれも山林面積は2筆合計で429㎡の土地です。申請人は、川崎市多摩区中野島六一丁目の〇〇〇〇さんです。申請理由は地目変更のためです。改廃年月日は昭和60年頃で、昭和63年8月19日に現所有者の落合さんの先代が相続する以前から、耕作されていなかったということです。このたび、山林化した状態で農地として利用できないことから、今後の維持管理のために非農地証明の申請を行ったものです。広島県の農地法に関する各種証明事務取扱ガイドラインに沿って検討すると、今回の申請地は昭和27年10月21日以降の人為的な潰廃地となるものの、転用の事実行為からおおむね20年以上が経過しており、農地転用行政上も支障がないものと認められる土地については非農地証明の対象にできるとされており、本案件は該当する事案と考えます。以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長

続きまして、本件について地区担当委員の説明を求めます。2番石井委員お願いいたします。

石井委員

現地確認を3人で行なったが、太い木があり山林化しているのでまったく問題ありません。

会 長

続きまして、本件について現地調査員の意見を求めます。8番田中委員お願いいたします。

田中委員

立派な山林なので、まったく問題ありません。

会 長

本件につきまして、質疑及び意見はございませんか。

東田委員

現地を知りませんが、地番から見ると整理されているようなので、そこだけ認めて大丈夫なのでしょうか。

石井委員

墓地の入り口で、周りは栗の木や山林化しています。地図で見ると整理されているように見えるが、ほとんどが山林です。

事務局（川本）

法務局にある地番図ではあるが、昔の団子図を地番図にしたのではないかと考えられる。昔は棚田になっていたかもしませんが、現状は山林です。

東田委員

他の地番の地目は田畑ですか。

事務局（川本）

登記地目としては、田畑と考えてよいと思います。誰かが積極的に地目変更しないと地目は変わらない。農林水産省も荒廃農地を積極的に地目変更するようといっているが、確実な参考資料を提出してくれば法務局が地目変更するが、業務量が増加するし事務が追い付いていない状況です。ちなみに〇〇番、〇〇番については位置関係がわかりませんでした。山林化して現状不明としました。

会 長

本件につきまして、質疑及び意見はございませんか。

（質疑及び意見なしの声）

質疑及び意見はなしと認めます。お諮りいたします。本件につきまして、申請のとおり証明することに決して、ご異議ございませんか。

（異議なしの声）

会 長

ご異議ございませんので、本件について申請のとおり証明することに決定されました。続きまして、日程第4報告第6号農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処理についてを議題といたします。本件について、事務局より説明を求めます。

事務局（川本）

それでは、報告第6号について事務局長において専決処理しましたので、順位1よりご報告いたします。議案書は8ページ、地図は10ページをご覧ください。譲受人は山口県玖珂郡和木町和木二丁目の〇〇〇〇さん、譲渡人は、大竹市元町一丁目の〇〇〇〇さんです。届出地は、白石二丁目〇〇番〇〇、〇〇番〇〇の2筆で、登記地目は田、面積は合計323㎡です。現況は休耕です。転用目的は、譲受人の自宅建築のための宅地です。申請地は大竹保育所前の道路を南に下り、山側に1筋入った道路に面しています。申請地は道路に面し、北と東面を住宅に囲まれており、南側に300㎡程度の農地がありますが、その隣地は住宅となっています。地区担当委員さんからも、転用による周辺の農地への支障はないというご意見を頂いております。8月23日にこの届出を受理しております。

続いて順位2についてご報告いたします。議案書は9ページ、地図は11ページを

ご覧ください。譲受人は広島市佐伯区五日市中央四丁目の株式会社〇〇代表取締役〇〇〇〇さん、譲渡人は大竹市小方二丁目の〇〇〇〇さんです。届出地は、小方一丁目〇〇番〇〇、地目は田、現況は休耕で、面積は179㎡です。転用目的は、露天資材置場です。申請地は、6月に譲受人である(株)〇〇が取得した〇〇番〇〇の隣地で、道路として公共取得された南側との間の残地となります。これで、交差点の南東の角地を一体として利用できるものです。地区担当委員さんからも、周辺に農地がないので問題はない、というご意見を頂いております。8月24日にこの届出を受理しております。

続いて順位3についてご報告いたします。議案書は9ページ、地図は12ページをご覧ください。譲受人は晴海一丁目の株式会社〇〇代表取締役〇〇〇〇さん、譲渡人は、広島市西区三篠町二丁目の〇〇〇〇さんです。届出地は、油見三丁目〇〇番地、登記地目は田、現況は畑、面積は474㎡です。転用目的は、譲受人の住宅建築のための宅地です。申請地は、油見公園の西側15番街区の南側です。申請地は、3面を道路に面し隣地は住宅です。当該農地は租税特別措置法による相続税等納税猶予の対象地で、8月に20年の期間が経過し猶予が確定した土地です。地区担当委員さんから、転用による周辺の農地への支障はないというご意見を頂いております。9月7日にこの届出を受理しております。以上でございます。

会 長

本件につきまして、質疑及び意見はございませんか。

(質疑及び意見なしの声)

会 長

質疑及び意見はなしと認めます。お諮りいたします。本日議決された案件のうち、字句、数字その他、整理を要するものにつきましては、その整理を会長に委任されたいと思いますが、これに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

会 長

異議なしと認めます。よって、案件のうち字句、数字その他、整理を要するものにつきましては、その整理を会長に、委任することに決定されました。以上をもちまして、令和3年第9回大竹市農業委員会総会を閉会いたします。

事務局長

ご起立ください。一同、ご礼。ありがとうございました。